

16歳以上の方! ↑

自転車の交通違反に

反則金!

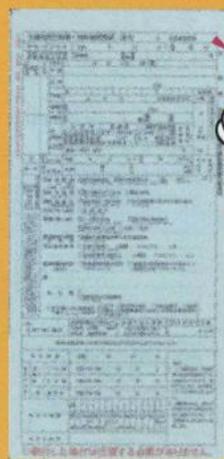
※令和8年4月1日から

青切符(反則通告制度)とは?

軽微な交通違反をしたとき、「反則金」を納めれば刑事手続に移行しないで事件が終結される。



青切符・見本



即!!

青切符交付の対象となる違反の一例

携帯電話使用等(保持)

ながらスマホ
(通話・画像注視)



反則金
12,000円

遮断踏切立入り

- ・警報器が鳴っている間
- ・遮断機が閉じようとしているとき



反則金
7,000円

自転車制動装置不良

- ・ブレーキなし
- ・ブレーキ故障
(前輪又は後輪でも)



反則金
5,000円

刑事手続

赤切符交付の重大な違反の一例

違反により交通事故を起こした場合も

飲酒運転



アウト!

罰則

酒酔い
5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
酒気帯び
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

あおり運転



アウト!

罰則

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

ながらスマホで交通の危険を生じさせた



アウト!

罰則

1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

こんな
ケースは

基本的には現場で指導警告ですが…

青切符交付の対象になります。

ケース
1

違反を行う → 交通事故の危険が高まる → 青切符交付の対象



歩道徐行等義務違反

反則金
3,000円

交通の危険を生じさせるとは？

歩行者を立ち止まらせるなど、歩行者の通行を妨げることをいう。

歩道を通行できる場合



- ・道路標識・道路標示があるとき
- ・13歳未満の方若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方
- ・車道又は交通状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないとき

ケース
2

違反を同時に2つ以上 → 交通事故の危険が高まる → 青切符交付の対象



信号無視

反則金
6,000円

どちらの違反が適用される？

交通事故に直接的に関係する違反が適用される。このケースでは、信号無視が適用される。

車道進行時



車道進行時の例外



横断歩道進行時



ケース
3

指導警告を受ける → 指導警告に従わない → 青切符交付の対象



指定場所一時不停止

反則金
5,000円



右側通行 (通行区分違反)

反則金
6,000円

詳しくは
こちらをチェック!



県警ホームページ
自転車のルールブック

自転車保険の加入を!

自転車の交通事故での高額損害賠償事故例も発生しています。

損害賠償額 ▶ **9,521万円**
親に損害賠償命令!

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の障害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地裁H25.7.4判決)

万が一に備えて、自転車保険に入りましょう!

ヘルメットの着用を!

自転車の交通事故で亡くなった方多くは頭部に致命傷を負っています。



頭を守るヘルメットを着用し、命を守りましょう!

自転車運転者講習

信号無視等の16種類の交通違反で、3年以内に2回以上検挙され又は、交通事故を起こしたとき、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

受講時間 **3時間**

手数料 **6,150円**



1 はじめに

自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度を導入すること等を内容とする「道路交通法の一部を改正する法律」（令和6年法律第34号）が令和8年4月1日から施行され、自転車の交通違反で検挙された後の手続きが大きく変わります。

交通反則通告制度は、いわゆる「青切符」制度とも言われ、自動車の交通違反の際に広く行われている違反処理の方法ですが、今までは自転車には導入されていませんでした。

これまで、自転車の交通違反が検挙されると、いわゆる「赤切符」等を用いた刑事手続による処理が行われ、警察による捜査を経て、検察官が起訴・不起訴の判断を行い、起訴されると裁判を受けることになっていました。その結果、有罪となると、罰金を納付するなどする必要があり、いわゆる「前科」がつくことになりました。

こうした刑事手続による処理は、青切符が導入されている自動車の違反処理と比べ、時間的・手続的な負担（例：取締り時の書類作成、取調べのための出頭）が大きいことや、検察に送致されても不起訴とされ、実態として違反者に対する責任追及が不十分であることが指摘されていました。

しかし、近年、自転車を取り巻く交通事故の情勢が厳しく、また、その原因として、自転車側の法令違反が認められる場合が多い状況にあることから、警察では、自転車に対する取締りを強化しており、自転車の交通違反の検挙件数が増加しています。

そこで、自転車も車両の仲間として、交通ルールの遵守を図るため、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して、青切符を導入することとなりました。自転車への青切符の導入により、自動車と同様に、手続的な負担を軽減するとともに、違反者に前科がつくことをなくしつつ、実効性のある責任追及が可能となります。今後、違反の実情に即して、自転車の一層の安全な利用のための指導警告や、青切符、赤切符等による処理が行われます。

イ 時間帯

時間帯別の自転車に関連する死亡・重傷事故件数をみると、午前8時と午後5時付近の時間帯に事故が多く発生しています。

また、自転車乗用中の死傷者数を年齢別にみると、15歳から19歳（主に高校生・中学生）が最も多く、その**高校生・中学生の死亡・重傷事故は、午前7時・8時と午後4時・5時付近の時間帯に、多く発生しています。**

これらの時間帯には、こどもから大人まで、多くの方が自転車を利用しているほか、特に日没前後は、外が暗くなることに伴って、自動車の運転者から自転車を発見しづらくなります。

自転車関連事故の発生が多い

- ・ 朝の通勤・通学時間帯
- ・ 日没前後の薄暗い時間帯

を中心に、重点的に指導取締りを行っています。

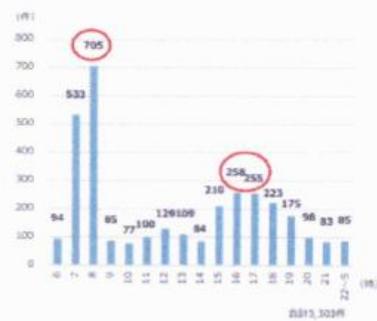
時間帯別自転車関連死亡・重傷事故件数
(令和2年～令和6年合計)



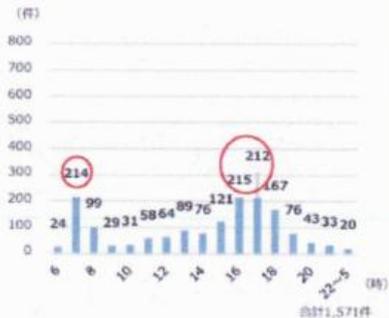
年齢層別自転車乗用中死傷者数
(令和2年～令和6年合計)



【高校生】



【中学生】



(9) **安全運転の義務**

自転車を運転するときは、**自転車のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければなりません**（法第70条）。

例えば、手を放して自転車を運転するような行為や前輪を上げて走行するような行為（いわゆる「ウイリー走行」）をしてはいけません。

これに違反すると、**安全運転義務違反（反則行為）**として、**反則金（6,000円）**の対象となります。



(1) **二人乗りの禁止**

自転車で二人乗り*をしてはいけません（法第57条第2項）。

自転車で二人乗りをすると、ブレーキの効きが悪くなる可能性があるほか、バランスを崩し転倒する可能性もあります。

これに違反すると、**軽車両乗車積載制限違反（反則行為）**として、**反則金（3,000円）**の対象となります。

* ただし、16歳以上の保護者が、小学校入学前の幼児を幼児用座席に乗せて運転することや、タンDEM自転車や三輪の自転車で乗車するための座席がある場合は、自転車の運転者以外の者を乗せて運転することが、公安委員会規則で認められています。



(オ) **イヤホンをしながらの運転、傘を差しながらの運転の禁止**

自転車に関するルールの中には、公安委員会が個別に規定しているものがあります。

傘差し運転や、イヤホンをつけて周りの音が聞こえない状態での運転*は、全ての都道府県で禁止されています（法第71条第6号）。

傘を差しての運転は、自転車のハンドル、ブレーキの操作が難しくなり、イヤホンをつけての運転は、周囲の音が聞こえず、自動車や歩行者の動きに気付けなくなり、重大な事故に発展するおそれがあります。



これらに違反すると、**公安委員会遵守事項違反（反則行為）**として、**反則金（5,000円）**の対象となります。

カ 並進の禁止

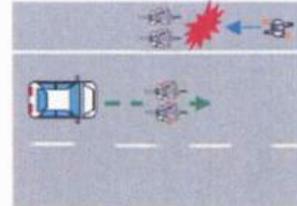
自転車は、並進してはいけません（法第19条）。

これに違反すると、並進禁止違反（反則行為）として、反則金（3,000円）の対象となります。



並進してはいけないのはなぜ？

並進は、自動車や歩行者を巻き込んだ事故に発展するおそれがあるほか、自動車や歩行者が通行するスペースが狭くなり、他の自動車や歩行者の通行に支障を及ぼすおそれがあります。



(イ) 「あおり運転」の禁止

自転車についても、いわゆる「あおり運転」が禁止されています（法第117条の2第1項第4号、第117条の2の2第1項第8号）。

他の車両の通行を妨害する目的で、交通の危険を生じさせるおそれのある方法によって、急ブレーキや急な割込み、幅寄せ、蛇行運転等をしてはいけません。

このような妨害運転には、原則として、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金が科されます。



(ロ) 携帯電話使用の禁止

自転車を運転するときは、携帯電話・スマートフォン等を使って通話したり、表示された画像を注視することが禁止されています（法第71条第5号の5）。

携帯電話・スマートフォン等を使用して、実際に事故を起こしたり、歩行者の通行を妨害したりするなどして、実際に交通の危険を生じさせたときは、携帯電話使用等（交通の危険）として、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金が科されます。

また、手に保持して通話したときや、手に保持して画面を注視したときも、携帯電話使用等（保持）（反則行為）として、反則金（1万2,000円）の対象となります。これは自転車の反則金中で最も高額となっています。

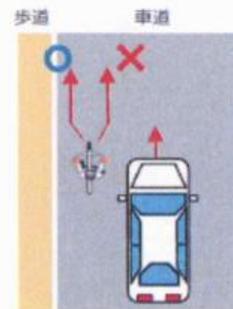


(カ) 自転車の右側を車両が通過する場合のルール

車両と自転車間に十分な間隔がない状況で車両が自転車の右側を通過するときは、自転車は、**できる限り道路の左側端に寄って、通行しなければなりません**（法第18条第4項）。

これに違反すると、**被側方通過車義務違反（反則行為）**として、**反則金（5,000円）**の対象となります。

* 自転車の右側を通過する車両についても、車両と自転車の間に十分な間隔がない状況で自転車の右側を通過するときは、自転車との間隔に応じて安全な速度で進行しなければならないこととされています（法第18条3項）。



(4) 自分の身や他者の身を守る方法

ア 無灯火の禁止

夜間は、**ライトをつけなければなりません**（法第52条第1項）。

これに違反すると、**無灯火（反則行為）**として、**反則金（5,000円）**の対象となります。



ライトを点灯しなければならないのはなぜ？

ライトをつけないと、道路の状況の確認や、周りの自動車、歩行者の発見がしづらくなるだけでなく、自動車や歩行者からも自転車の存在を発見しづらくなり、自動車や歩行者と衝突したり、誤って道路から用水路に転落したりするなど、重大な事故につながるおそれがあります。

イ ヘルメットを着用

自転車を運転するときは、**ヘルメットの着用が努力義務**とされています（法第63条の11第1項）。



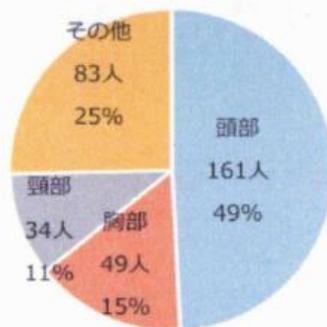
ヘルメットの着用が必要なのはなぜ？

令和6年中の自転車乗用中の死者の約5割が、頭部を負傷しており、頭部を保護することは極めて重要です。

自転車乗用中に頭部を負傷した者（令和2年から令和6年までの合計）のうち、ヘルメットを着用していなかった者の致死率（ヘルメットを着用しておらず、頭部を負傷した者に占める死者数）は、ヘルメットを着用していた者の致死率（ヘルメットを着用して頭部を負傷した者に占める死者数）の約1.4倍となっています。

ヘルメットは頭部の保護に有効であり、事故に遭った際に命を守ります。ヘルメットを着用しなくても、交通違反として反則金の対象になることはありませんが、自らを守るため、自転車を運転するときはヘルメットを着用するよう努めましょう。

人身損傷主部位別の自転車乗用中死者数（令和6年）



自転車乗用中人身損傷主部位「頭部」のヘルメット着用状況別致死率比較（令和2年～令和6年合計）（再掲）



ウ 整備点検

ブレーキの不具合は衝突回避に影響を与えるほか、タイヤの摩耗はスリップによる転倒につながり、制動距離にも影響を与えます。

ブレーキ、タイヤ、反射器材、車体、ベル（警音器）等、利用の都度、点検し、悪いところがあれば整備に出しましょう。また、定期的に自転車安全整備店等へ行って点検や整備をしてもらいましょう。

自転車は、TSマーク、JISマーク、BAAマーク、SGマーク等の安全性を示すマークの付いたものを使いましょう。

エ 事故時の対応

自転車も、交通事故を起こした場合には、負傷者を救護するとともに、警察に報告しなければなりません（法第72条第1項）。

負傷者を救護しなかったとき、**救護措置義務違反**として、**1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金**が科されるほか、警察に報告しなかったとき、**事故不申告**として、**3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金**が科されます。